

くまもとの県産酒の良さをPRしていただける 「くまもとの酒消費拡大推進事業」 協賛店を募集します。

熊本県では、県内の消費者の方に県産酒の良さをPRし、県産酒の地産地消・認知度向上を図るために「くまもとの酒消費拡大推進事業」（以下「本事業」という。）に取り組めます。そこで、本事業に賛同して協賛いただける料飲店（以下「協賛店」という。）を募集します。県産酒の良さをより多くの県内の消費者の方に知っていただき、自分好みの県産酒（以下「MY県産酒」という。）を見つけていただくため、県産酒の良さをPRとともにMY県産酒普及へのご協力をお願いいたします。

募集期間：平成27年9月7日（月）～9月25日（金）



対象となる料飲店

本事業において想定する「料飲店」は、主として総務省が定めている「日本標準産業分類／大分類M」における以下に該当する事業者とします。

①旅館・ホテル 中分類75 宿泊業／小分類751 旅館・ホテル

シティホテル、観光ホテル、ビジネスホテル、駅前旅館、割ぼう旅館、民宿（旅館、ホテルに該当するもの）

②日本料理店 中分類76 飲食店／小分類762 専門料理店／細分類7621 日本料理店

てんぷら料理店、うなぎ料理店、川魚料理店、精進料理店、鳥料理店、釜めし屋、お茶漬け屋、にぎりめし屋、沖縄料理店、とんかつ料理店、郷土料理店、かに料理店、牛丼店、ちゃんこ鍋店、しゃぶしゃぶ店、すき焼き店、懐石料理店、割ぼう料理店

③料亭 中分類76 飲食店／小分類762 専門料理店／細分類7622 料亭

料亭、待合

④すし店 中分類76 飲食店／小分類764 すし店

すし屋（持ち帰り専門店、宅配専門店を除く）

⑤酒場・ビヤホール 中分類76 飲食店／小分類765 酒場・ビヤホール

大衆酒場、居酒屋、焼鳥屋、おでん屋、もつ焼屋、ダイニングバー、ビヤホール

応募方法

以下の書類を郵送又は持参にて1部提出してください。

- ①協賛店登録申請書（様式1）
 - ②現在のメニュー（お酒関係のページのみで可）の写し、または、店舗で取り扱っている県産酒が分かる資料
- ※詳細は熊本県ホームページをご覧ください。

審査・登録

県が申請内容を確認し、応募基準を満たした店舗を協賛店として登録します。

■登録期間：登録の日から平成28年3月31日まで

協賛店のメリット

- ①本事業で実施する県産酒セミナー及び試飲会に参加できます。
 - ・県産酒についての知識を深めるセミナー及びMY県産酒を見つけるための試飲会
- ②県産酒を県内消費者に勧めるために実施するイベントに参加できます。
- ③協賛店専用の「のぼり」等のPR資材を使用できます。
- ④県産酒を勧めるイベント用のコースター等販促グッズを使用できます。
- ⑤本事業で作成するパンフレットや広告媒体に店名が掲載されます。

応募の基準

協賛店の対象は、以下の条件を全て満たす料飲店とします。

- ①県内で営業を行なっていること
- ②県産酒の取扱銘柄を前年度から1割以上増加すること
- ③【知る】【見つける】【勧める】取組みに参加すること

【知る】【見つける】【勧める】取組みへの参加とは

【知る】取組み

県産酒に対する知識を深めていただくとともに、県産酒のすばらしさを知っていただくために開催する、「県産酒セミナー」への参加。

【見つける】取組み

【知る】により得た県産酒の知識や良さを理解したうえで、県産酒への愛着を育てていただくとともに、MY県産酒を見つけていただくために開催する「試飲会」への参加。

【勧める】取組み

【見つける】で探し出した「MY県産酒」をはじめとする県産酒を、貴店舗において、来客者に対し積極的に勧めていただくなどの取組みへの参加。

※【知る】【見つける】取組みは、10～11月頃に4回程度実施

応募先
お問合せ先

くまもとの酒消費拡大推進事業実施事務局（株式会社 電通九州 熊本支社内）
〒860-0806 熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階 プライムシーズン内
TEL. 096-355-5351

熊本県くまもとブランド推進課